

原議保存期間	1 年(令和 8 年 3 月 31 日まで)
有 効 期 間	二種(令和 8 年 3 月 31 日まで)

庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長 殿
各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丙 会 発 第 4 7 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日
警 察 庁 長 官 官 房 長

令和 7 年度警察庁調達改善計画の策定について（通達）

この度、「調達改善の取組の推進について」（平成25年 4 月 5 日付け行政改革推進本部決定）に基づき、別添のとおり「令和 7 年度警察庁調達改善計画」を策定・公表したところである。

各位にあっては、本計画に基づき、これまで以上に自律的かつ継続的な調達改善に積極的に取り組むとともに、事業の見直しを不断に行うなどして、限られた財源の中でそれぞれの政策効果を最大限発揮することができるよう努められたい。

令和 7 年 3 月 27 日

令和 7 年度警察庁調達改善計画

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、継続的に調達改善に取り組むこととする。

具体的な取組内容については、様式 1 及び様式 2 のとおりである。

2 調達の現状分析

(1) 競争性に関する分析（表 1 及び表 2）

ア 表 1（令和 5 年度警察庁における契約の状況）

令和 5 年度の契約件数は 3,312 件、契約金額は約 1,622 億円である。このうち、競争性のある契約は 2,503 件（75.6%）、競争性のない随意契約は 809 件（24.4%）となっている。

競争性のない随意契約の全契約に占める件数の割合は、前年度（22.7%）よりやや増加している。引き続き、随意契約によらざるを得ない案件について、価格面も含め、その妥当性を精査するなどして、競争性のある契約への移行等の改善に向けた取組を推進する必要がある。

イ 表 2（令和 5 年度警察庁における調達の状況）

令和 5 年度の競争契約における応札状況については、一者応札の件数は 637 件（32.0%）、契約金額は約 495 億円（43.1%）となっている。

競争契約における一者応札の占める割合は、件数ベースでは前年度（29.9%）とほぼ同率となっているが、金額ベースでは前年度（55.3%）より大きく減少している。引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する必要がある。

(2) 事業別に関する分析（表 3、表 4 及び表 5）

ア 表 3（令和 5 年度警察庁における調達経費の内訳）

令和 5 年度における本庁と地方支分部局等の割合は、本庁が件数ベースで全体の 20.5%、金額ベースで 81.5%となっており、地方支分部局等が件数ベースで 79.5%、金額ベースで 18.5%となっている。

イ 表 4（令和 5 年度警察庁における競争契約における調達経費の内訳）

令和 5 年度における競争契約状況を調達経費別に見ると、本庁が件数ベースで全体の 19.5%、金額ベースで 85.4%となっており、地方支分部局等が件数ベースで 80.5%、金額ベースで 14.6%となっている。

本庁においては、警察装備品が件数ベースで76件（19.6%）、金額ベースで約210億円（21.4%）となっており、競争契約における割合が高い事業となっている。

ウ 表5（令和5年度警察庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳）

令和5年度における競争契約における一者応札の状況を調達経費別に見ると、本庁が件数ベースで全体の24.0%、金額ベースで86.2%となっており、地方支分部局等が件数ベースで76.0%、金額ベースで13.8%となっている。

本庁においては、警察装備品が件数ベースで22件（14.4%）、金額ベースで約65億円（15.3%）となっており、競争契約における一者応札の割合が高い事業の一つであることから、引き続き改善に向けた取組を推進する。

本庁・地方支分部局等共通の取組として、新規業者の応札機会拡大施策を推進し、積極的な広報を行うとともに、契約時期の計画的な見直し、入札公告の掲載期間及び契約履行期間の延伸並びに新規参入が容易となるよう、必要に応じて仕様を見直すなど、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。また、調達事務のデジタル化を推進し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。

(ア) 警察装備品

警察装備品については、一者応札となった案件について、検証を実施した上で、公募による参入可能業者の開拓のほか、競争性を確保することが困難な事情がある場合などには、必要に応じ随意契約に変更し、価格交渉により経済性を確保する。

(イ) 事前審査・事後審査

同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。

また、一者応札や不落・不調となった案件について、入札辞退者等から可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。

表 1 令和 5 年度警察庁(本庁・地方(附属機関・地方機関・都道府県警察(国費のみ対象))
 における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契 約 方 式		契 約 件 数	割 合	契 約 金 額	割 合
競争性のある契約	競争契約	1,988	60.0%	1,149	70.9%
	最低価格落札方式	1,956	98.4%	428	37.3%
	総合評価落札方式	32	1.6%	721	62.7%
	企画競争による 随意契約	18	0.5%	8	0.5%
	公募による 随意契約	392	11.8%	151	9.3%
	不落・不調による 随意契約	105	3.2%	119	7.3%
	小 計	2,503	75.6%	1,426	87.9%
競争性のない随意契約		809	24.4%	196	12.1%
合 計		3,312	100.0%	1,622	100.0%

- ※ 1 令和 5 年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。） 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- ※ 2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表 2、表 4 及び表 5 について同じ。
- ※ 3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。
- ※ 4 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約を含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

表 2 令和 5 年度警察庁における調達状況

(単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合 計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	620	132	1,336	296	1,956	428
割合	31.7%	30.9%	68.3%	69.1%	100.0%	100.0%
競争契約 (総合評価落札方式)	17	363	15	358	32	721
割合	53.1%	50.4%	46.9%	49.6%	100.0%	100.0%
企画競争に よる随意契約	2	1	16	7	18	8
割合	11.1%	13.2%	88.9%	86.8%	100.0%	100.0%
公募による 随意契約※	391	150	—	—	391	150
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

※ 1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 2 「公募による随意契約」欄には、複数者との契約を前提としているものを計上していないため、表 1 とは一致しない場合がある。

表 3 令和 5 年度警察庁における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

事業別		本 庁				地方支分部局				警察庁全体			
		件 数		金 額		件 数		金 額		件 数		金 額	
		割合		割合		割合		割合		割合		割合	
公共工事等	公共工事	9	1.3%	2	0.1%	299	11.4%	57	19.0%	308	9.3%	59	3.6%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0.0%	0	0.0%	44	1.7%	2	0.5%	44	1.3%	2	0.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	10	0.4%	0	0.2%	10	0.3%	0	0.0%
	小 計	9	—	2	—	353	—	59	—	362	—	61	—
物 品 役 務 等	情報システム購入	17	2.5%	171	13.0%	4	0.2%	4	1.4%	21	0.6%	176	10.8%
	情報システム賃貸借	25	3.7%	449	33.9%	40	1.5%	21	6.9%	65	2.0%	470	28.9%
	情報システム保守	22	3.2%	149	11.3%	12	0.5%	17	5.7%	34	1.0%	166	10.2%
	電力	9	1.3%	5	0.4%	126	4.8%	20	6.8%	135	4.1%	25	1.5%
	ガス	0	0.0%	0	0.0%	55	2.1%	6	2.0%	55	1.7%	6	0.4%
	調査研究	19	2.8%	8	0.6%	5	0.2%	0	0.2%	24	0.7%	8	0.5%
	回線サービス	47	6.9%	51	3.9%	208	7.9%	35	11.5%	255	7.7%	86	5.3%
	電力・ガス以外光熱水費	1	0.1%	1	0.0%	96	3.6%	6	2.0%	97	2.9%	7	0.4%
	賃貸借 (情報システム以外)	41	6.0%	8	0.6%	323	12.3%	29	9.6%	364	11.0%	37	2.3%
	保守 (情報システム以外)	23	3.4%	41	3.1%	82	3.1%	3	0.9%	105	3.2%	44	2.7%
	警察装備品	146	21.5%	256	19.3%	106	4.0%	10	3.3%	252	7.6%	265	16.4%
	無線通信機器	6	0.9%	2	0.1%	94	3.6%	20	6.8%	100	3.0%	22	1.4%
	業務委託	89	13.1%	22	1.7%	378	14.4%	23	7.6%	467	14.1%	45	2.8%
	司法解剖委託	0	0.0%	0	0.0%	113	4.3%	19	6.4%	113	3.4%	19	1.2%
	その他	224	33.0%	156	11.8%	638	24.2%	28	9.3%	862	26.0%	184	11.3%
	船舶	1	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	2	0.1%
	小 計	670	—	1,320	—	2,280	—	241	—	2,950	—	1,561	—
合 計		679	100.0%	1,322	100.0%	2,633	100.0%	300	100.0%	3,312	100.0%	1,622	100.0%

警察庁全体に占める割合 20.5% 81.5% 79.5% 18.5%

- ※ 1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- ※ 2 「情報システム」は主に（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費関連の案件、「調査研究」は契約件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件。
- ※ 3 表 3 の欄外には、契約件数・契約金額の（本庁/府省庁全体）及び（地方支分部局等/府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表 4 令和 5 年度警察庁における競争契約における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

事業別		本 庁				地方支分部局				警察庁全体			
		件 数		金 額		件 数		金 額		件 数		金 額	
			割合		割合		割合		割合		割合		割合
公共工事等	公共工事	8	2.1%	2	0.2%	275	17.2%	48	28.4%	283	14.2%	50	4.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0.0%	0	0.0%	40	2.5%	1	0.7%	40	2.0%	1	0.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	10	0.6%	0	0.3%	10	0.5%	0	0.0%
	小 計	8	—	2	—	325	—	49	—	333	—	51	—
物品役務等	情報システム購入	10	2.6%	110	11.2%	2	0.1%	0	0.3%	12	0.6%	110	9.6%
	情報システム賃貸借	3	0.8%	392	40.0%	9	0.6%	12	7.0%	12	0.6%	404	35.2%
	情報システム保守	6	1.5%	105	10.7%	1	0.1%	0	0.0%	7	0.4%	105	9.1%
	電力	6	1.5%	4	0.4%	46	2.9%	8	4.8%	52	2.6%	12	1.0%
	ガス	0	0.0%	0	0.0%	9	0.6%	1	0.6%	9	0.5%	1	0.1%
	調査研究	10	2.6%	1	0.1%	2	0.1%	0	0.0%	12	0.6%	1	0.1%
	回線サービス	39	10.1%	25	2.5%	121	7.6%	14	8.5%	160	8.0%	39	3.4%
	電力・ガス以外光熱水費	0	0.0%	0	0.0%	8	0.5%	0	0.1%	8	0.4%	0	0.0%
	賃貸借（情報システム以外）	13	3.4%	1	0.1%	174	10.9%	18	10.7%	187	9.4%	19	1.6%
	保守（情報システム以外）	7	1.8%	7	0.7%	50	3.1%	1	0.7%	57	2.9%	8	0.7%
	警察装備品	76	19.6%	210	21.4%	97	6.1%	9	5.4%	173	8.7%	219	19.1%
	無線通信機器	6	1.5%	2	0.2%	43	2.7%	18	10.5%	49	2.5%	20	1.7%
	業務委託	58	14.9%	7	0.7%	291	18.2%	17	10.4%	349	17.6%	24	2.1%
	司法解剖委託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	145	37.4%	114	11.6%	422	26.4%	19	11.4%	567	28.5%	133	11.6%
	船舶	1	0.3%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.2%
	小 計	380	—	980	—	1,275	—	118	—	1,655	—	1,098	—
合 計		388	100.0%	982	100.0%	1,600	100.0%	167	100.0%	1,988	100.0%	1,149	100.0%

警察庁全体に占める割合 19.5% 85.4% 80.5% 14.6%

- ※ 1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- ※ 2 「情報システム」は主に（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費関連の案件、「調査研究」は契約件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件。
- ※ 3 表 4 の欄外には、契約件数・契約金額の（本庁/府省庁全体）及び（地方支分部局等/府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表5 令和5年度警察庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

事業別		本 庁				地方支分部局				警察庁全体			
		件 数		金 額		件 数		金 額		件 数		金 額	
			割合		割合		割合		割合		割合		割合
公共工事等	公共工事	3	2.0%	0	0.1%	45	9.3%	7	9.7%	48	7.5%	7	1.4%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0.0%	0	0.0%	16	3.3%	1	0.7%	16	2.5%	1	0.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	2	0.4%	0	0.2%	2	0.3%	0	0.0%
	小 計	3	—	0	—	63	—	7	—	66	—	8	—
物品役務等	情報システム購入	6	3.9%	73	17.1%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.9%	73	14.7%
	情報システム賃貸借	1	0.7%	158	36.9%	9	1.9%	12	17.2%	10	1.6%	169	34.2%
	情報システム保守	6	3.9%	105	24.6%	1	0.2%	0	0.1%	7	1.1%	105	21.2%
	電力	4	2.6%	1	0.1%	31	6.4%	7	9.6%	35	5.5%	7	1.4%
	ガス	0	0.0%	0	0.0%	2	0.4%	0	0.4%	2	0.3%	0	0.1%
	調査研究	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	回線サービス	21	13.7%	4	0.8%	80	16.5%	12	17.0%	101	15.9%	15	3.1%
	電力・ガス以外光熱水費	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
	賃貸借 (情報システム以外)	7	4.6%	0	0.1%	66	13.6%	3	4.2%	73	11.5%	3	0.6%
	保守 (情報システム以外)	3	2.0%	0	0.0%	27	5.6%	1	1.2%	30	4.7%	1	0.2%
	警察装備品	22	14.4%	65	15.3%	16	3.3%	2	2.3%	38	6.0%	67	13.5%
	無線通信機器	2	1.3%	1	0.2%	5	1.0%	16	23.5%	7	1.1%	17	3.4%
	業務委託	23	15.0%	3	0.7%	68	14.0%	3	4.7%	91	14.3%	6	1.3%
	司法解剖委託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	55	35.9%	17	4.0%	115	23.8%	6	9.2%	170	26.7%	23	4.7%
	船舶	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	150	—	426	—	421	—	61	—	571	—	488	—
合 計		153	100.0%	427	100.0%	484	100.0%	69	100.0%	637	100.0%	495	100.0%

警察庁全体に占める割合 24.0% 86.2% 76.0% 13.8%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表5の欄外には、契約件数・契約金額の（本庁/府省庁全体）及び（地方支分部局等/府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

3 自己評価の実施方法

調達改善計画の実施状況については、原則として年2回（上半期・下半期）把握し、上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況について評価を行い、警察庁ホームページに公表する。

4 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制の構成

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会により推進する。

(2) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し同委員の意見を求める。

(3) 内部監査等の活用

毎年度実施している内部監査等における監査項目に「契約」に関する項目を設定し、適切な調達に関しての検証や評価を実施する。

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
本庁の取組								
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和7年度中
			(公募の活用) ・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和7年度中
			(一者応札及び随意契約の改善) ・警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和7年度中
			(少額随意契約の改善) ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に活用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	少額随契案件については、原則としてオープンカウンター方式を活用する。	令和7年度中
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札や不落・不調となった個別案件の事前審査・事後審査の実施・強化) ・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札や不落・不調となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。		A	H29	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に事前・事後審査を実施するとともに、一者応札や不落・不調一覧表を作成し、公表する。	令和7年度中
			(外部有識者の活用) ・調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意見を求める。		A	R5	年2回実施する会計業務検討会議において、個別の契約案件に関し、その契約方式等について、外部有識者による審議を行う。	令和7年度中
			(情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。 ・他省庁が取り組んでいる調達改善のノウハウ等について情報共有を図る。		A	R5	成果を得られた取組や外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	令和7年度中
○		調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 また、地方支分部局への電子調達システムの運用拡大を図る。 ・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。 ・電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図る。		A	R4	電子入札率及び電子契約率については、前年度実施率を上回る割合を目指す。	令和7年度中

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数＝入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

電子応札率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数÷電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数)

電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数÷電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数＝契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数＝電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+ : 効果的な取組

A : 発展的な取組

B : 標準的な取組

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
地方の取組								
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和7年度中
			(少額随意契約の改善) ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和7年度中
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札や不落・不調となった個別案件の事前審査・事後審査の実施・強化) 【事前審査】 ・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件や不落・不調となった案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 【事後審査】 ・一者応札や不落・不調となった案件について、入札辞退者等に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 ・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。		A	H29	対象案件がある全所属による実施を目指す。高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札や不落・不調の一覧表を作成し、公表する。	令和7年度中
	○	調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。 ・電子調達システムを活用した電子入札等の推進を図る。 ・電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図る。		A	R4	対象案件がある全所属による実施を目指す。	令和7年度中

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組

A:発展的な取組

B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
(共同調達等の有効活用) ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続
(クレジットカードの利用) ・少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。	継続
(政府調達セミナーの開催) ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続
(特定調達契約審査委員会の審査) ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続
(人材育成) ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。	継続